

## 11 失格に代わる罰則

11.2 RRS 第2章以外の規則違反を起こした艇に対し、失格または20%の順位ペナルティを適用する。

ただし、軽微な規則違反に関しては、プロテスト委員会は罰則を課さない場合もある。

**追加 RRS 31 に関わる規則違反については RRS44.1 および RRS44.2 を適用する。**

**(外洋レース規則第7条1項を変更する。)**

## 13 エンジンの使用と報告義務

13.2 スタート信号後5分を経過してもスタート・ライン付近に到達することができないため、同ライン付近まで機走または曳航された場合には、帆走に移ってから2回転した後、スタートしなければならない。

また2回転を完了するまではレース中の艇を妨害してはならない。

また、その状況(使用した時間、距離等)を所定のレース報告書に記入し、フィニッシュ後、レース委員会に速やかに報告しなければならない。

この項は J S A F 外洋レース規則 2009 第3条を変更している。

**訂正** スタート信号後5分を経過してもスタート・ライン付近に到達することができないため、同ライン付近まで機走または曳航された場合には、帆走に移ってから **720° 回転**した後、スタートしなければならない。また、**上記回転**を完了するまではレース中の艇を妨害してはならない。

また、その状況(使用した時間、距離等)を所定のレース報告書に記入し、フィニッシュ後、レース委員会に速やかに報告しなければならない。

この項は J S A F 外洋レース規則 2009 第3条を変更している。

## 17 無線通信

### 追加

ただし、第51回パールレース実行委員会が提供する「艇位置情報」の受信は除く、

この受信のエリアおよび受信機種による可否は、プロテストの対象とはならない。

携帯電話による「艇位置情報」: URL <http://blog.goo.ne.jp/sorc-rc/>

## 22 緊急時における海上保安庁関係機関の連絡先(電話)

第四管区海上保安本部	052-661-1611~4
鳥羽海上保安部	0599-25-0118
鳥羽海上保安部浜島分室	0599-53-0300
第三管区海上保安本部	045-211-1118
御前崎海上保安署	0548-63-5635
清水海上保安部	0543-53-0118
下田海上保安部	0558-23-0118
湘南海上保安署	0466-22-4999
横須賀海上保安部	046-862-0118
横浜海上保安部	045-671-0118

### 【参考】伴走・支援艇「Lucky Lady VII」の連絡方法

国際VHF : ch 7 4

衛星携帯電話 : 8816-514-33492

(陸上携帯から) : 010-8816-514-33492

陸上携帯電話

菱田 : 080-4094-5777

五藤 : 080-4094-5772